

2017  
1月  
新春号

広報

こすずめ通信



医療法人社団 協友会 介護老人保健施設 ハートケア横浜小雀

〒244-0004 神奈川県横浜市戸塚区小雀町 2248-1 <http://www.hc-kosuzume.jp/>

TEL 045-852-8611 FAX 045-852-8617

謹んで新年のお喜びを申し上げます。

新しい年を皆さまと迎えられたことを大変嬉しく思っております。

昨年中は、ご利用の皆様やご家族の方々そして地域の皆様より、  
暖かいご支援やご理解を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

本年も何卒、宜しくお願い致します。

皆さまのご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

平成29年1月吉日 施設長 湯浅 茂樹

## 2017年1月1日より介護休業法が改正



育児・介護休業法が改正され、平成29年1月1日より施行されました。介護休業に関わる改正では、社会問題となっている介護離職を防止するために、介護休業・休暇がより取得しやすくもっと柔軟に利用できるようにすることを目的に、さまざまな要件が変更されています。今回は、その変更されたポイントについて見ていきましょう。

### 改正後の8つのポイント

- ①要件緩和 ~改正前の要介護2以上が、要介護1から引き下げ
- ②対象家族の範囲 ~同居・扶養していない家族(祖父母・兄弟姉妹・孫)にまで拡大
- ③介護休業回数が増えて、分割での取得が可能に ~通算93日を3分割が可能
- ④介護休暇が半日でも取得可能に ~改正前の1日単位での取得から改正
- ⑤短縮措置が3年の間で2回以上可能に ~介護休業と別での取得も可能に
- ⑥残業の免除【新設】 ~介護のための所定外労働の免除が受けられる制度
- ⑦パワハラ・ケアハラなどの防止【新設】 ~介護を理由とする嫌がらせの防止
- ⑧両立支援制度【新設】 ~仕事と介護の両立に向けた情報提供



②の対象家族の範囲拡大では同居・扶養していない家族も対象となったため、別居の家族の協力も得やすくなり同居の介護負担が軽減されそうですね。また、親の介護だけでなく祖父母への介護にも参加しやすくなります。

いつまで続くのかわからない介護に対して、分割できるにしても年間93日の介護休業では短いですね。介護休業は、在宅での介護サービスについてケアマネジャーと話し合ったり、入所施設を探すための休業と言う位置づけのようです。



介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時の賃金の40%でしたが、平成28年8月1日以降に開始した介護休業からは、67%の支給となりました。詳しくは、お近くのハローワークに、問い合わせてくださいね。

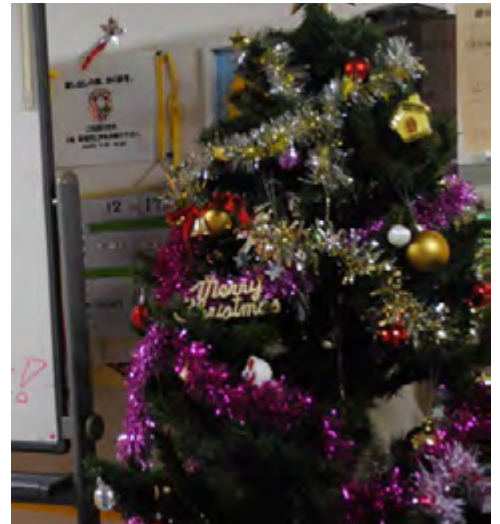


当然今回の改正だけでは介護離職ゼロにはまだまだでしょう。今後は社会全体で「介護休暇を取得しやすいこと」に変えてけるようにすることが大切ですね。介護休業できる人が増えるために、私達自身にも何が出来るのか考えていく必要があります。





## 2016 MERRY CHRISTMAS クリスマス会



12月17日土曜日クリスマス会を開催しました。第一部は、コーラスグループ『さかえダンディーズ』の皆さんによるクリスマスソングを中心としたコンサート。昨年度に多くの利用者様から大好評をいただいたの招待で、今年は時間も曲数もさらにボリュームアップした内容にご来所のご家族や職員も、うっとり聞き入ったひとときでした。第二部は、ケーキバイキングでいただきました。どうして？甘い物っていくらでも食べられるのでしょうか（=^\_^=）

### 『冬のお買い物サロン』開催のお知らせ

1月29日 日曜日 13:30~15:00 1階通所リハビリフロア

利用者様、ご家族が施設内でお買い物をお楽しみいただけるよう『お買い物サロン』を開催いたします。リハビリシューズや衣類などの日用品や小物などの商品をご用意しております。冬物の衣類で欲しかったものを直接ご自分で選んでいただけるこの機会に、是非ご来所いただき一緒にお楽しみください。もちろん、通所リハビリの利用者様、ご家族や近隣の皆さまのご来場もお待ちしております。



※写真は商品・会場イメージです。当日同一の商品がお持ちできない場合がございますので、予めご了承ください。

#### 感染対策委員会より 面会時のお願い

面会時は全員 手洗い・うがいを済ませ、マスクをつけて下さい。また、熱・咳・下痢・吐気などの症状があるときの面会はお控えください。ご利用されている皆さまの感染予防のため、皆様のご理解・ご協力をお願い致します。

## 知っておきたい介護保険 高額介護サービス費制度

### 高額介護サービス費とは？

高額介護サービス費とは、健康保険の高額医療費と同じで、介護サービスを利用して支払った1割の負担額が、1ヶ月の合計で下記表の上限額を超えた場合、その超えた分のお金が申請すると戻ってくる制度です。（同一世帯に複数の利用者がある場合は、世帯全体の負担額が上限を超えた額）

高額介護サービス費（1ヶ月あたりの自己負担額）	
対象者	自己負担上限額
生活保護の受給の人。高齢者福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人。	15,000円（個人）
世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万以下の人。	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の人。	24,600円（世帯）
市町村税が課税されている世帯。	37,200円（世帯）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方 課税所得145万円以上の方（※H27年8月新設）	44,400円（世帯）

※（世帯）とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、（個人）とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

### 高額介護サービス費の対象にならないもの

福祉用具購入費、住宅改修費。施設サービスを利用した時の、食費・居住費・日常生活費は対象外です。

### 申請方法は？

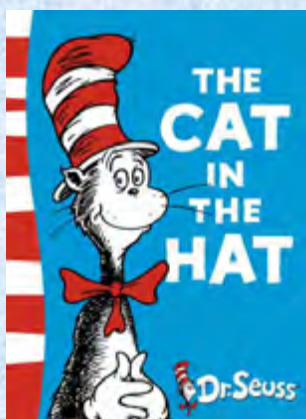
上記の上限額を超えた場合は、各市区町村から約3か月後に申請用紙が送られてきます。その申請書に必要な書き込みをして市区町村の担当窓口で手続きを行います。

**注意** 高額介護サービス費は申請しないと2年で時効になります。

こちらから申請しなければ、市区町村からは何もいってきませんので、忘れないように申請しましょう。

### お金はいつ支払われるの？

申請書が送られてくるのが3か月後なので、直ぐに申請に行っても3か月以上かかります。



～ 今月の ひとこと ～

Don't cry because it's over,  
Smile because it happened

泣かないで、だってもう過去のことだから。  
笑って、だって今起きていることだから。

Dr. Seuss